

## 会津若松市藤室地区土地利用方針（案）

に対するご意見をお寄せください

### ～ 市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ ～

会津若松市藤室地区土地利用方針（案）の策定にあたり、より多くの市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集します。

#### 1. 会津若松市藤室地区土地利用方針（案）の内容

当該地区の地域特性やこれまでの土地利用の経過から、「市街化を抑制する区域」であるという市街化調整区域の基本理念を維持しながら、周辺の自然環境・景観に配慮したうえで、工場及びそれに関連する研究開発施設、物流施設並びに地域振興に資する用地としての土地利用を誘導し、本市の地域振興、活性化を図るため、「土地利用方針」を定め計画的な規制、誘導を推進することを目的としています。

この「土地利用方針」に合致した土地利用計画が提案された場合において、真にやむを得ない開発行為に限り、市の「市街化調整区域における地区計画運用基準」に基づく「地区計画」を定め、開発許可により施設の立地を認めるものとします。

詳細については、以下、案をご覧ください。

[藤室地区土地利用方針（案）](#)      [藤室地区土地利用方針図（案）](#)

#### 2. 意見公募期間

令和6年2月1日（木）～令和6年3月1日（金）      （必着）

#### 3. 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- （1）市の区域内に住所を有する方
- （2）市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- （3）市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- （4）市の区域内にある学校に在学する方

#### 4. 意見の提出方法

別紙「会津若松市藤室地区土地利用方針（案）に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールにより、都市計画課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号（法人の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

【提出先】 会津若松市建設部都市計画課

(1) 直接提出する場合	〒965-8601 ※住所不要 栄町第一庁舎2階 都市計画課
(2) 郵送で提出する場合	上記住所に郵送
(3) ファックスで提出する場合	0242-39-1450（都市計画課専用）
(4) 電子メールで提出する場合	<a href="mailto:toshikei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp">toshikei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp</a>

#### （留意事項）

- ※ 意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡する場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ※ 提出していただいた書面はお返しできません。
- ※ 個々の意見に対し、直接回答はしませんのでご了承ください。
- ※ お寄せいただいたご意見は公表しますが、この際に氏名などの個人情報が公表されることはありません。

#### 5. 閲覧場所

計画の内容は、都市計画課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、さらに市のホームページで見ることができます。

なお、各施設での閲覧時間は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

問合せ先：会津若松市建設部都市計画課計画グループ  
（電話 0242-39-1261）